

## 意見聴取事項についての意見

2023年8月8日

ハンセン病訴訟弁護団 徳田靖之

(この意見は、とりあえず私の個人的な意見を申し述べるものです。ハンセン病訴訟弁護団としての意見は、8月21日のヒアリングの際に吉田弁護士から申し上げることとなります)

## 1 宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めについて

## (1) 外出自粛要請の対象について

ア 濃厚接触者に限定されるべきであり、単なる同行者にまで対象を拡大することには反対です。

理由は以下の2点です。

第1は、濃厚接触者でない同行者については、感染を拡大させるおそれはないということです。

第2は、同行者の範囲はあいまいで、著しく拡大解釈される可能性があるということです。

国会での質疑でも問題になりましたが、例えば、バスの団体客の場合等が問題になります。

イ 濃厚接触者に対して求めうる協力の内容は、感染症法に定める健康状態の報告、自宅等への待機との整合性が図られるべきです。

## (2) 感染防止対策への協力の内容について

ア 法第4条の2、1項1号イについては、特定感染症の症状と言ってもコロナウィルス感染症のように、発熱や咳等が主で、他の疾患においても認められる非特異的だということに留意する必要があります。

そのため、ここでの報告すべき内容としては、特定感染症ではないことを明らかにするものであれば、医師の診断結果でなくてもよいことを明記しておく必要があると思います。

例えば、PCR検査や抗原検査での陰性証明で足りるはずです。

イ 同口についても、法に規定する「指定する場所から出ないこと」以外には、極力限定する必要があると思います。

指定された場所外でのマスク着用等に限定すべきだということです。

ウ 同条1項3号については、感染症の症状を呈していない者への協力要請ですから、体温の確認以外には、マスクの着用を求める程度にとどめるべきであり、海外渡航歴等の確認を求めることは許されないと考えます。

(3) 協力の求めに応じない「正当な理由」について

ア 医療機関の受診要請については

- ① 医療機関の逼迫や診療時間外等によって受診できない場合の外
- ② ホテル・旅館等が受診すべき医療期間の紹介ができない場合
- ③ 既往歴等の関係で、特定の医療期間以外の受診を避ける必要がある(と申し出があった) 場合

も加えるべきだと思います。

イ マスクの着用に関しては、幼児の場合の外、障がいや疾患等によりマスクの着用により、息苦しさ等の負担を生じる場合が挙げられます

(4) その他、協力の求めについて留意すべき事項

ア 「協力の求め」は、あくまでも任意の協力の要請であることを徹底すべきです。

同条4項に「正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない」と規定されているため、協力の求めが一定の強制力を伴うものであると誤解されるおそれがあります。

正当な理由がない限り、応じなければならないと規定はされていますが、その趣旨は、あくまで、努力義務とするものだということを明確にさせていただく必要があります。

2 宿泊拒否事由について

(1) 「特定感染症の患者等」に該当する場合

ア 第1にお願いしたいことは、「特定感染症の患者等」に該当するかどうかの判断はあくまでも医師等の専門職による診断によらなければならないということを明確にすることです。

イ この規定の最大の問題は、宿泊拒否した場合に、当該宿泊客の滞在場所をどう確保するのかという点です。

保健所との連携の下で、医療期間への誘導が図られるべきであり、それが困難な場合や入院先が確保されるまでの間においては、附帯決議にあるよう

に「個室等で待機させる」ことを義務付けるべきではないかと思えます。

(2) 「負担が過重で他の宿泊者に対するサービスの提供を阻害するおそれのある要求」について

ア 第1に指摘しておきたいことは、マスコミ等で公表されていない障がいのある人たちへの宿泊拒否事例が少なからず発生していることです。

特に、盲導犬同伴者、大型車椅子ユーザーに対する宿泊拒否が目立ちます。

その際に拒否の理由とされているのは

① 私どものホテル・旅館では対応できない（バリアフリーではない）

② 他のお客さまがいやがる

の2点です。

したがって、この規定が、障がいのある人たちへの宿泊拒否に絶対につながらないことを厚生労働省令で明確に示す必要があります。

イ そのうえで、障がいによっては、時に大声を出したり、ホテル・旅館の職員との間でトラブルに発展することがあるということです。

特に発達障がい系の障がいのある人の場合には、こうした事態が発生することがあり、このため宿泊を拒否されるということが起こりかねません。

こうした場合に、いわゆる「迷惑客」との区別をどのように判断するのが難しい問題となります。

同行者がいる場合には、同行者の説明を尊重していただくことで解決するものと思われませんが、同行者がいない場合においては、慎重な判断が必要となることを明らかにしておくべきだと思います。

3 差別防止の更なる徹底について

(1) 従業員への研修内容について

ア 2003年発生したハンセン病元患者に対する宿泊拒否事件に関する研修を是非とも実施していただきたい。

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大初期に発生した差別事例について、その実情と要因に関する研修はとても重要です。

ウ 感染症予防法の前文についての研修を当事者を講師にして実施する必要があります。

(2) 障がい特性に応じたサービスについて

この点は、障がい者団体のヒアリング結果を尊重して下さい。